

首都圏外郭放水路 ロケ撮影・イベント 利用規約

本規約は、首都圏外郭放水路（以下「当施設」という。）をロケ撮影及びイベント（以下「ロケ・イベント」という。）のために使用する場合の利用条件等を定めることにより、当施設を更に利活用し、当施設の露出を高め、一般に広く周知することを目的として定めるものとする。

第1章 基本的事項

第1条 首都圏外郭放水路におけるロケ・イベントの利用にあたっては、次の各号を遵守してください。

- 一 当施設は、各河川から洪水を取り入れる「流入施設」と「立坑」、洪水を流下させる地下水路の「トンネル」、ポンプの前で水勢を弱め、スムーズな流れを確保する「調圧水槽」、地下から洪水を排水する「排水機場」と「排水樋管」などで構成されている治水施設です。洪水の流入がある場合には利用できません。洪水の流入は集中豪雨によるなど24時間発生する可能性があります。防災施設の機能維持のための工事・緊急メンテナンスが入る場合もあります。その際に生じたロケ・イベントの中止による損害については、施設管理者としては、一切責任を負わないので、ご了承ください。
- 二 施設内は洪水による泥等が堆積していますが、現況のままの利用となります。
- 三 当施設は一般の方が立ち入らないことを前提に設計された施設です。利用にあたっては安全管理を徹底してください。
- 四 当施設は普段より一般の方向けに見学会を実施しています。利用にあたっては見学会を優先します。
- 五 ロケ・イベントの利用申込みにあたっては、受付事務局に企画内容を連絡してください。事前に受付事務局で企画内容を確認した後、利用時期・利用方法等の詳細について確認・調整を開始します。また、ロケ・イベントの開催にあたり、誓約書・使用計画書・退避計画書・連絡体制表（以下「提出書類」という。）を提出してください。
なお、企画内容を確認したあとも具体的な実施内容の確認・調整において、施設利用にそぐわないと判断した場合は、利用をお断りすることがあります。
- 六 連絡・調整等は全て日本語で行います。他の言語での対応は行いませんので、通訳等は利用者が手配してください。
- 七 本規約は予告なく変更する場合があります。利用申込み後であっても変更後の規約が適用される場合がありますのでご了承ください。

第2章 利用が認められないロケ・イベント

第2条 次の各号に定める利用は認められません。

- 一 違法又は不当な活動（公序良俗に反したり、品位を損ねる行為）
- 二 特定の思想、活動などの普及、または勧誘などを目的とするもの
- 三 騒音、振動を伴う迷惑行為
- 四 火気利用、危険物の持ち込み
- 五 利用承認された施設及び備品の第三者への又貸し
- 六 利用承認された施設等の利用目的以外での利用
- 七 施設の機能を損なう行為
- 八 映画倫理機構（映倫）R18+の区分に該当する撮影
- 九 日本民間放送連盟 放送基準に抵触するもの
- 十 出水時等に安全で速やかな待避行動が取れない催し
- 十一 利用者及びその関係者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力と何らかの関係があると認められる場合
- 十二 責任の所在が不明確なロケ・イベント
- 十三 その他協議会が利用を認めないと判断した催し

2. 利用者が前項に定める禁止事項に違反したとき、若しくは申込み時の内容と利用形態が大きく異なったとき、又は反社会的勢力に該当すると認められるときは、ただちにロケ・イベントを中止していただきます。また、その際に生じた損害については、施設管理者としては、一切責任を負わないので、ご了承ください。

第3章 料金等

第3条 利用可能日、利用可能施設、利用料金等は次の各号による。

- 一 利用可能日
当施設のメンテナンス日以外で受付事務局と調整し利用が可能な日
- 二 利用日、利用時間については受付事務局に相談して下さい。
- 三 利用可能施設
利用範囲は、原則調圧水槽内の最下面のみとします。
- 四 利用金額
別に定める料金表をご確認ください。
- 五 キャンセル料

別に定める料金表をご確認ください。

六 利用中止時

- (1) 別に定める料金表をご確認ください。
- (2) 中止リスクに備え「興行中止保険」等への加入を検討して下さい。その際に生じた損害については、施設管理者としては、一切責任を負わないので、ご了承ください。

七 お支払い

- (1) 予約は料金支払後に確定とします。
- (2) 手続き中は仮予約としますので、利用に関する受付事務局との調整が完了した後、受付事務局から請求書が発行されますので、速やかに指定口座へ税込金額をお振込下さい。
- (3) 承認後10日を過ぎても入金を確認できない場合又は貸切利用の場合でご利用日の30日前を過ぎても入金を確認できない場合には仮予約を取り消します。
振込手数料はお客様のご負担にてお願いします。

第4章 利用条件

第4条 ロケ・イベントをご希望の場合は、次の各項の利用条件をご確認のうえお問い合わせ下さい。企画内容等を確認させていただきます。

1 安全管理

一 官公庁への確認・届け出

イベントの開催にあたっては、イベントの形態に応じ各種法令に基づき手続きが必要な場合は利用者の責において届出を行ってください。

二 安全管理要員の配置

- (1) 利用者は安全管理に努め、次の要員を配置してください。
 - ①安全監視責任者 参加人数に関わらず必ず1名
 - ②安全監視者 参加者が20名を超える場合、安全監視責任者の他に安全監視者を配置し、施設利用前に受付事務局スタッフから必要な説明を受け、非常時にはその指示を遵守してください。安全監視者は、安全監視責任者との兼務を不可とします。概ね参加者50名につき1名を配置してください。
- (2) 利用者は、参加者が施設を適切に利用するように監督してください。
- (3) ロケ・イベント中も受付事務局スタッフが巡回・立ち会いを行い、利用内容と安全管理について確認します。

三 退避計画

調圧水槽から昼夜を問わず1時間以内に人員、資機材を退避することが実現可能な体制（人員など）を確保し、退避計画書を提出して下さい。（特に4月～10月は流入の危険性が高いので注意が必要です。）

四 連絡体制

ロケ・イベントの運営にあたり、利用当日に現地において受付事務局スタッフとの間で常時連絡調整を行うことのできる者（サブも含めて）を2人以上指定して下さい。なお、ロケ・イベントの規模により更に複数名を指定して頂く場合があります。また、連絡先電話番号を記した連絡体制表を提出して下さい。

五 鍵の管理

鍵の管理は、受付事務局スタッフが行いますので、貸し出しはいたしません。

六 セキュリティ対策

(1) ロケ・イベント関係者全てを共通で識別できるものを必ず見える位置に携帯して下さい。

なお、ロケ・イベントの出演者は例外として取り扱うことが出来ることとします。

(2) 調圧水槽入口のドアは必ず施錠します。

ケーブルや仮設物等の設置により入口を開放する場合は、利用者が必ず地上出入り口にスタッフを常時配置して部外者の進入などがないように確実に安全管理を徹底して下さい。

七 出水・地震・緊急メンテナンス時の対応について

(1) 出水時に当施設に洪水が流入した場合は、急遽、施設を利用できない場合があります。

(2) 当施設内に洪水が流入した場合、地下空間でのロケ・イベントが1週間程度は実施出来ないとお考え下さい。

予定日前に大雨が降った場合は受付事務局に確認して下さい。

(3) 地震が発生した場合は、点検のため利用を中断することがあります。

(4) 当施設の緊急メンテナンスにより使用に制約が生じる場合があります。

(5) 上記(1)～(4)で生じた損害については、施設管理者としては、一切責任を負わないので、ご了承ください。

2 原状回復及び美化

一 養生

(1) 床壁、柱等に、ガムテープや両面テープ等を使用する場合は、跡が残らないものを使用して下さい。

(2) 柱等にロープや結束バンド等で機器を固定する場合等は、養生材等で十分に養生し傷などによる損傷を防止して下さい。

二 清掃

- (1) 施設使用後は使用場所を清掃して下さい。泥汚れなどは洗浄して頂きます。清掃に必要な用具は利用者が用意して下さい。
- (2) 清掃が未実施又は不十分と判断した場合は清掃費用を後日請求します。

三 ゴミ

ゴミは全て持ち帰って下さい。

四 トイレ

- (1) 屋外トイレの使用時間は9：00～16：00です。時間外の利用を希望する場合は受付事務局に相談して下さい。
- (2) 地上に仮設トイレを設置する場合は、別途申請を行ってください。

3 施設の損傷防止

一 事前事後立ち会い

利用開始時及び撤収完了時には、受付事務局スタッフが立ち会い施設の損傷や汚損の確認を致します。問題が発見された場合は、速やかに対処して下さい。

二 施設を損傷した場合

- (1) 利用者又は参加者の故意又は過失に関わらず、施設、設備又は備品等を損傷又は滅失した場合は、施設管理者の指示に基づき原状に復して頂きます。また、それらにかかる一切の経費を負担して頂きます。
- (2) 当施設の特異性などにより費用は高額になることが考えられますので、施設の損傷等に備え損害賠償保険等に加入することをおすすめします。

4 資機材の搬入及び駐車場関係

一 資材搬入

- (1) 調圧水槽への資材の搬入は階段（116段、高低差22m）のみとなります。
エレベーターが無いので、階段からの人力搬入になります。（大物・長物の搬入は困難です）
- (2) 持込資機材の詳細を提出して下さい。

二 駐車場について

- (1) 龍Q館周囲の駐車場以外には原則駐車出来ません。多目的広場脇駐車場の利用を希望する場合は受付事務局に相談して下さい。
- (2) 車止めの鍵は受付事務局スタッフが開錠施錠します。
- (3) 調圧水槽入口付近で荷下ろしができます。
ただし、入口付近は「多目的広場等」で利用者がおりますので警備員を配置するなど十分な安全管理を行い、資機材の搬入・搬出が終わり次第車両を移動して下さい。
- (4) イベントにより、多数の来客が見込まれる場合には、周辺に十分な駐車場等を確

保して下さい。なお、公園利用者の駐車を優先させてください。

また、迂回路や駐車場等の交通案内を行って下さい。その他道路管理者及び交通管理者が必要と認める事項に従い、周辺住民等に迷惑がかからないよう対処して下さい。

5 免責事項

施設利用に伴う損害や不利益が利用者及び参加者等に生じた場合、施設利用態様が本来の用法から逸脱したものであった場合は、施設管理者、利活用団体及び受付事務局は一切の責任を負いません。

施設管理者又は第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じた場合は、利用者の責において賠償し、紛争を解決して下さい。

6 禁止事項

一 火気の使用

調圧水槽の内部では火気は使用出来ません。

二 騒音・苦情等

(1) 近隣の迷惑となる大きな音を出す行為等をご遠慮願います。

(2) 様々な理由により周辺住民等から苦情等が寄せられる場合があります。それらには真摯に対応し利用者の責任において対処して下さい。また、それらの情報は全て受付事務局に報告して下さい。

三 飲食

調圧水槽内の飲食は原則禁止（フタのしっかり閉まるペットボトルや水筒での水分補給を除く）とし、当施設内での飲酒は禁止とします。

四 禁煙

当施設の敷地内は全て禁煙です。喫煙場所は設置しておりません。喫煙が認められた場合は利用を中止していただく場合がありますので、参加者に対し注意喚起を行って下さい。

五 調圧水槽内の利用範囲以外の立ち入り

指定された範囲以外の利用や、資材の配置・参加者の出入りは行わないで下さい。

六 スイッチ類の操作

許可なく、照明等のスイッチは触れないで下さい。

7 広報等協力

一 制作物には「ロケ地首都圏外郭放水路」等の明記に協力して下さい。

二 出演者の写真や色紙へのサインに協力して下さい。

三 メイキング映像等の制作に協力して下さい。

第5章 その他

第5条（電源）

- 1 施設内の電源は一切使用できません。
- 2 電源車や発電機（地上に限る）等をご使用予定の場合は、必ず事前に受付事務局に相談して下さい。
- 3 コード類や仮設物が見学者の通行の妨げにならないようにして下さい。

第6条 特殊なロケ・イベント

スモークの使用、動物の使用、ドローンの使用等、特殊なロケ・イベントは事前に受付事務局に相談して下さい。

第7条 施設内の撮影

外郭放水路敷地内及び調圧水槽等の施設内各所において施設管理の都合上、CCTVで撮影・記録及びHPで公開をしています。警察等への協力のため閲覧、提出する場合があります。

第6章 提出書類

第8条 利用にあたっては、次の各号の書類を提出してください。

一 誓約書

本利用規約を遵守することを条件として利用申請する場合に、ロケ・イベントの最高責任者がサインのうえ提出して下さい。

二 使用計画書

ロケ・イベントの企画内容、タイムスケジュール、施設利用範囲、資機材の搬入・配置計画、スタッフ人数、車両台数・種類等を記載して提出下さい。

三 退避計画書

安全に退避することができる退避計画の内容を記載して提出下さい。退避計画には退避判断から退避終了までの各行為の所要時間も記載してください。

四 連絡体制表

利用当日に現地において受付事務局スタッフとの間で常時連絡調整を行うことのできる者（サブも含めて）2名以上指定のうえ、連絡体制を記載して提出下さい。

第7章 規約中における関係者

第9条 本規約における関係者は、次のとおりとする。

施設管理者	: 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 首都圏外郭放水路管理支所
利活用団体	: 首都圏外郭放水路利活用協議会（春日部市、春日部商工会議 所、庄和商工会、春日部市観光協会、国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所）
占有者	: 春日部市
受付事務局	: 東武トップツアーズ株式会社
受付事務局スタッフ	: 東武トップツアーズ株式会社のスタッフ
見学者等	: 見学会参加者、行政関係視察者、一般見学者、その他利用者等
利用者	: ロケ撮影・イベント主催者
安全監視責任者	: ロケ撮影・イベント主催者が指定した安全監視を行う責任者
安全監視者	: ロケ撮影・イベント主催者が指定した安全監視を行う者
参加者	: ロケ撮影・イベントへの参加者（スタッフ等含む）
道路管理者	: 国土交通省、埼玉県及び春日部市の各道路管理者
交通管理者	: 埼玉県春日部警察署

この利用規約は、令和3年7月20日から適用する。

この利用規約は、令和6年3月21日に改定する。

誓 約 書

令和 年 月 日

首都圏外郭放水路利活用協議会長 殿

申請者

代表者

印

私は、首都圏外郭放水路で実施する下記において、首都圏外郭放水路 ロケ撮影・イベント等 利用規約及び審査を経て許可された使用計画書及び退避計画書を遵守することを誓約します。

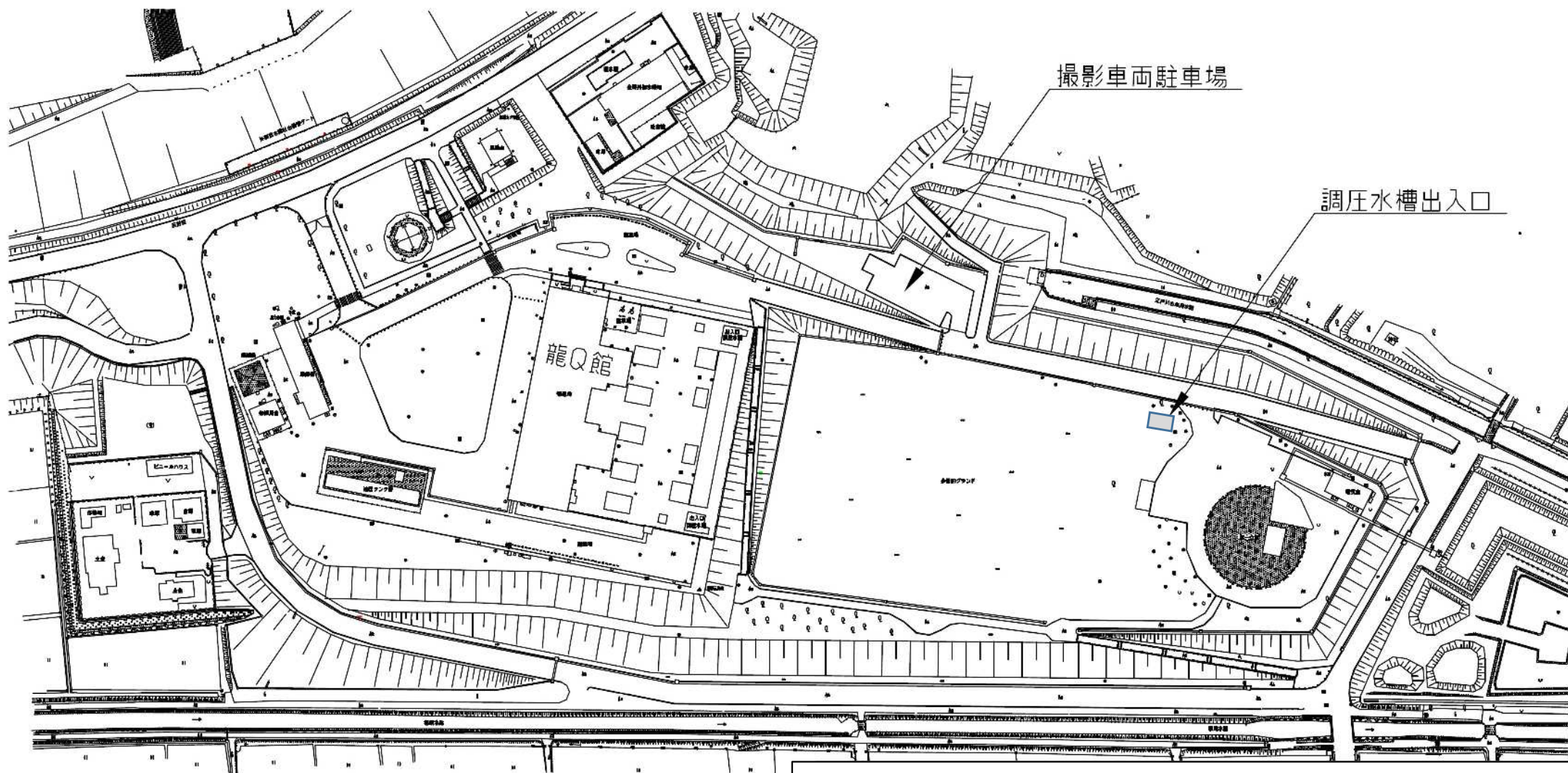
記

ロケ撮影・
イベント等 名称：

実 施 日 時： (自) 令和 年 月 日 時 分
(至) 令和 年 月 日 時 分

本誓約書に利用規約を添付し、割印を押した上で提出して下さい。

敷地全体図



※ 発電機を使用する場合は、配置する場所を記載し、
使用時は出入りに見張り員を常時配置してください。

利用可能施設(調圧水槽床面)

